

社会福祉法人習愛会 花の実園
妊娠中の女性職員に関する母性健康管理及び労働者の円滑な育児休業の取得・
職場復帰について育休復帰支援プランにより支援する措置実施要領

■目的

この要領は、妊娠中の女性労働者が仕事と家庭生活の調和を図り、より安心して働きやすい雇用環境を整備する母性健康管理措置の適切な取り組みと、育児休業の取得を希望する労働者に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰について育休復帰支援プランにより支援する際に必要な措置を講じることを目的とします。

■母性健康管理の措置

男女雇用機会均等法に基づき、女性職員が妊産婦のための母子保健法の保健指導又は健康診査を受診するために、必要な時間の確保を行います(就業規則第48条母性健康管理の措置)。また、医師等から指導を受けた場合は、その指導事項が守ることができるよう、勤務時間の変更や出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう)・業務軽減等の必要な措置を講じます。この措置における賃金の取り扱いは、有給(就業規則第42条休暇等の給与第1項)とし、母性健康管理の措置における賃金は全額支給します。

■育休復帰支援プラン

育児休業の取得を希望する労働者に対しては、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、当該労働者ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施します。プランの作成に際しては、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する労働者との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施します。

■育休復帰支援プラン策定前の面談

育児休業取得予定者が育児休業を開始する日(※)の前日までに、育休復帰支援プランの作成と同プランによる業務の整理・引き継ぎを行う必要があるため、プラン作成前に育児休業取得予定者と管理職との面談を行います。この面談は育児休業を開始する日(※)のおおむね2カ月前迄に実施し、面談シートに記録します。

※産前休業の終了後引き続き産後休業及び育児休業を取得する場合には、産前休業開始日。産後休業の終了後引き続き育児休業を取得する場合には産後休業開始日。

■対象労働者 妊娠中の女性労働者及び育児休業の取得を希望する労働者

■適用開始日 令和4年10月1日

■要領作成日 令和4年10月1日

■周知日 令和4年10月7日 事業所HPに掲載(情報公開)
令和4年10月1日 全職員閲覧用諸規程ファイルにファイリング周知

この実施要領における問い合わせは、担当窓口 事務局:藤縄・山田まで お問合せください。

以上